令和８年10月１日

八代市議会議長　髙山　正夫 様

提出者　八代市議会議員　山本　敬晃

大倉　裕一

北園　武広

田方　芳信

村川　清則

山本　幸廣

橋本　隆一

橋本　徳一郎

水田　千春

発議第８号

令和８年熊本地震に係る復旧・復興支援等に関する意見書案

上記の発議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

第　号
-8.10.-1
八代市議会事務局

（別紙）

令和８年熊本地震に係る復旧・復興支援等に関する意見書案

令和８年熊本地震に係る復旧・復興支援等に関する意見書

令和８年７月28日に発生した令和８年熊本地震は熊本地方を震源とし、本市においても震度６強を記録するなど、大きな被害をもたらした。本市は、平成28年熊本地震をはじめ、コロナ禍、令和２年７月豪雨、令和７年８月豪雨と度重なる災害からの復旧・復興の途上であったにもかかわらず、再び甚大な被害に見舞われ、市民生活及び地域経済は大変疲弊した状況にある。さらに、猛暑下での避難生活による災害関連死リスクの増大や感染症発生など、公衆衛生上の課題も深刻化している。よって、国及び政府におかれては、被災者の生活再建及び地域経済の早期回復を図るとともに、持続的な発展と防災・減災対策の強化を推進するため、下記の事項について実施されるよう強く要望する。

記

１　平成28年熊本地震、コロナ禍、令和２年７月豪雨、令和７年８月豪雨、そして今回の令和８年熊本地震と「五重苦」ともいえる災害により疲弊した地域経済、市民生活を早急に立て直すため、責任ある積極財政に基づき、被災者が希望をもてる財政支援を講じること

２　被災者生活再建支援制度や応急修理制度等の対象拡大と支給上限額の増額を国の責任において財源を確保し実施すること

３　生活に欠かせないライフラインである水の確保を早急に実施するとともに、被災して井戸水が使用できなくなった世帯が上水道に切り替えるにあたり係る費用について、井戸等の支援と同等の財政支援を行うこと

４　住宅の応急修理や井戸等の復旧作業の長期化が想定される世帯について、みなし仮設住宅の入居条件の緩和や入居期間の十分な確保のために、制度の運用を弾力的に行うこと

５　罹災証明書発行に必要な家屋被害認定調査や固定資産評価等の専門人材、土木・建設・福祉等の技術職員の継続的な派遣に対する支援を行うとともに、トイレカーや仮設シャワー、ランドリーカー、給水車等の配備を国の責任において推進し、自治体間における初動避難所運営体制の格差が生じない支援体制を構築すること

６　長期化する避難生活の中で災害関連死を防ぎ、市民の健康を守るため、スフィア基準に則った避難所運営を実施するとともに、充分な応急仮設住宅の速やかな提供及び福祉施設への円滑な移行を支援すること

７　将来の不安なく営農を継続できるよう、被災した農地の復旧・整備を迅速かつ丁寧に実施するとともに、共同利用施設等の維持・復旧を支援すること

８　地場企業及び観光産業の事業継続と経営安定化に向けた支援等を講じるとともに、八代城址や松浜軒、八代神社をはじめとする貴重な歴史的建造物、文化財及び観光関連施設の早期復旧を支援し、地域経済の再生及び交流人口の回復を推進すること

９　道路、橋梁、河川等の公共土木インフラ及び高速道路、鉄道、港湾等の早期復旧を図るとともに、災害に強い交通ネットワークを構築すること

１０　割れ残り断層による再度の震災に備え、度重なる震災を経て老朽化した災害対応拠点となる公共施設の改修・整備・耐震化に関する包括的支援を行うとともに、地震の調査研究を推進し、震度７の地震や津波等に対応するための多角的な防災体制を国の責任において構築すること

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

（提案理由）

令和８年熊本地震からの復旧・復興を着実に進め、被災者の生活再建及び地域経済の早期回復を図るとともに、持続的な発展と防災・減災対策を推進するため、必要な措置を講じられるよう求めるものである。